

日本民間教育研究団体連絡会

Japan Federation of Non-Governmental Educational Association (JFEA)

民教連ニュース

2011年11月号 NO.206 隔月刊

編集・発行 〒170-0005

東京都豊島区南大塚2-17-10

日本民間教育研究団体連絡会

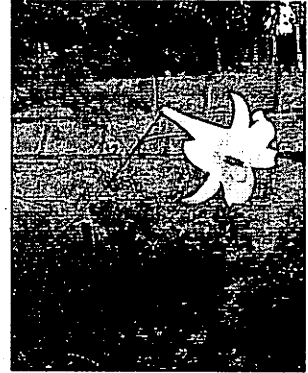
電話 03-3947-5126

FAX 03-5319-3646

振替 00160・5・134084

E-mail: takurin1949@yahoocoo.jp

ホームページ: http://www.geocities.jp/minkyoren/



教育への不当な支配を許さない

—大阪維新の会の「教育基本条例案」に抗して—

大阪府議会できき起している大阪維新の会提案の「教育基本条例案」制定の動きは、まさしく現代版フアシズムといえるのではないだろうか。

現在、大阪維新の会は大阪府議会議員定数一〇九名中過半数の五七名を擁する最大会派である。大阪維新の会が提案した「教育基本条例案」は、大阪府議会では否決されたが、十一月におこなわれる大阪府知事と大阪市長のダブル選挙で一大争点として浮上することは必至である。

大阪維新の会が作成した教育基本条例案の要旨は次のとおりである。

①「知事は学校が実現すべき教育目標を設定する」②「校長と副校長は期限付き公募制とする」③「教職員は相対評価とし、最低評価（全体の5%）が二回連続すれば、免職を含む処分対象にする」④「職務命令に

次

中学校歴史教科書採択の結果と問題点…………… 地教研 高嶋伸次
ここから裁判控訴審判決、再び勝訴…………… 性教協 谷森櫻子
小学校英語をめぐる新英研の取り組み…………… 新英研 瀧口 優
日本民教連・総括と方針……………

目

〔図書紹介〕渡部謙一著、東京の「教育改革」…………… 19
第二十五回交流研究集案案内…………… 20
〔アピール〕「君が代強制条例」の廃止を求めます…………… 22
〔声 明〕科教協・平民研連・地団研…………… 23

教育への不当な支配を許さない

—大阪維新の会の「教育基本条例案」に抗して—

五回、同じ職務命令に三回違反した教職員の標準的な処分は免職⑤「小中学校の学力テストの結果を学校別に公表する」⑥「三年連続で入学者が定員割れし、改善の見込みがない府立高校は統廃合」⑦「府立高校の学区を廃止する」。

こうした教育基本条例案に対して府の教育委員会からも厳しい批判が出されている。

「百ます計算」で知られる陰山英男氏は、「これまで学力向上のために具体的取り組みで成果を出してきた。こうした努力を台無しにする」。元松下電器産業四国支店長の中尾直史氏は、「企業だってしんどい社員を切り捨てていたら持たない。能力を最大限に発揮させる人材の活用しかない」。府教育委員の六人中意見表明できない教育長を除く五人全員が、条

例案がこのまま可決されれば辞任の意向を表明するという前代未聞の事態である。（朝日新聞十月一日）

条例案の草案をまとめた維新の会の坂井良和大阪市議が参考にしたのがサッチャー政権下のイギリスの教育改革である。だが福祉の切り捨てに大ナタを振るい、強権を発動したイギリスにおけるサッチャー改革の現在の評価は地に落ちていく。教育に「成果主義」を導入した結果生じた歪みの拡大をどう考えるのだろうか。坂井氏は、「法律に違反しない限界まで踏み込んだ。最終的には子どもの能力差を認め、飛び級もできる教育を目標とした」と豪語している。しかし、憲法二十六条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と明記している。すべての子どもと教師に教育の自由を保障することこそ行政が果たさなければならない役割である。

（戸倉信一）

二〇二一年度中学校教科書採択の結果と問題点

——育鵬社版採択の責任を今後も衝き続ける——

地理教育研究会 高嶋伸欣

1. はじめに

3月11日の東日本大震災と原発事故以後、新聞を中心に大手のマスコミは、その関連報道に精力を集中させ続けている。そのあおりを受けたものの一つに、教科書採択問題がある。今年度は、来年4月から4年間全国の中学校で使用される教科書の採択の時期に当る。しかも安倍晋三政権によって全面的に改定された教育基本法の下では初めての採択であり、この新教基法に「我が国と郷土を愛する態度を養うこと」が、教育の目標として明記されたことで、これまでとは様相が一変した。それは、早くから安倍晋三氏と故・中川昭一氏とを中心にした自民党のタカ派文教族集団「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」(教科書議連)と結託していた「新しい歴史教科書をつくる会」(つくる会)系の教科書が、本格的に参入したからだった。

2. 「つくる会」の分裂と自由社版のセロ、採択

2001年度の採択で新規参入した「つくる会」の扶桑社版中歴史と公民の教科書は、10%の採択率を目標にすると広言しながら、実際は0.1%にも及ばない大惨敗だった。それでも懲りずに再度挑戦した05年度の採択では、安倍晋三氏が自民党の組織を挙げて支援したにもかかわらず、採択率は、0.5%にも及ばず、惨敗だった。

ここに至り、「つくる会」ではその責任の押しつけ合いと主導権争いが表面化し、組織は事実上の分裂に至る。会から追い出されたのは、保守系団体の総元締め組織「日本会議」系の理事と八木秀次・高崎経済大学教授たちだった。残ったのが同会の事実上の創設者である藤岡信勝・元東大教授と西尾幹二・東京電気通信大学名誉教授などだった。藤岡氏は、こ

の時初めて念願の同会会長に就任した。

しかし、会長になれても、事態は彼にとつて深刻だった。それまで出版を引き受けていた扶桑社は、フジ・サンケイグループに属し、週刊誌「SPA!」などの発行黒字経営を維持していた。それが「つくる会」教科書の検定と採択に当たる4年毎に、赤字に転落した。採算レベルの10%に遠く及ばない採択結果のくり返しに対して、同社は「つくる会」に絶縁を通告したのだった。

途方に暮れた藤岡氏に救いの手が、差し伸べられた。超マイナーな出版社の自由社だった。なぜ同社なのか、長い間謎だった。それが東日本大震災後に解き明かされた。東電などと癒着して、原発安全神話を撒き散らすために大手マスコミ幹部の中国接待旅行を請け負っていた実態が、明らかにされたのだ。

「つくる会」と組むことで、学校教育の教科書を用いた安全神話浸透にも参画できるようなになれば、東電などからの援助金はさらに増大すると見込める。教科書の多少の赤字など容易に解消できる

はずだった。

事実、自由社版公民教科書では、原発についての本文記述で「安全性の高い技術を確立し」と断定し、電力会社が大喜びする事態を出現させた。しかし、この記述が合格した検定直後の東日本大震災による原発事故で、東電などから新たな支援金などまったく期待できない事態となった。しかもこの記述自体が、他社の教科書と比較されて最も電力会社寄りのものとして、強い批判に晒された。

さらに自由社版の場合、歴史教科書で致命的な問題点を内包させていた。検定に合格した同書の見本本が全国の教育委員会に届けられ、委嘱された現場教師の調査員などが比較検討資料を作り始めた5月中旬、巻末の年表が他社教科書からの盗用ではないか、とネットなどで指摘され始めた。そこで、「子どもと教科書全国ネット21」の本部事務局が、所持している他社本との比較照合を実施した。その結果、東京書籍の02年度用歴史教科書の年表の内「日本のおもなできごと」の欄で取り上げている88項目がすべて一致した。無数にある歴史事象の年表で、扱ってい

る項目すべてが同一で、表現も大半が同じであれば、盗用と判定できる。

この事実を、どこで発表するか。関係者が協議し、横浜市役所の記者クラブで明らかにすることに なった。それは、横浜市では18採 択地区の内の8採択地区では、10 年度から自由社の歴史教科書が使 用され、今回もまた採択されるの ではないかと危惧されていたため だった。しかも、この盗用年表が 10年度版から登載されていること も、判明していた。

6月13日の記者会見に参加した のは、数社の記者だけだった。そ の内の一社「朝日新聞」はこの件 を翌14日の朝刊社会面で報道し た。年表盗用の事実が、採択業務 の最中に全国版で広く伝えられた のだった。

しかも同記事には、藤岡氏が全 面的に責任を認めて謝罪したコメ ントが、載っていた。「関係者に 迷惑をかけ、深くおわびする」と。 藤岡氏は、教科書問題に口出し を始めてからのこの約20年間、余 程のことでない限り、ミス指摘 されてもその事実を認めたことが ほとんどない。認めても弁解に終

始するのが普通だった。

それだけに、今回のあまりに明 解な謝罪ぶりは異様だった。早く も採択での惨敗を覚悟したのだ と、読めた。事実、採択結果は、 その通りとなった。自由社版は、 公民が東京都立特別支援学校での 80冊と一部の私立学校のみ、歴史 は一部の私立のみで、事実上のゼ ロ、採択の状況でしかない。

ちなみに、これでも「つくる 会」は教科書発行を辞退すること なく、あくまでも教科書事業を継 続すると、9月18日の総会で決定 し、4年後の再挑戦をめざすとし ている。それまで同会が存在して いられるか、大いに疑わしい。

ともあれ、藤岡氏はこの件の責 任をとって会長を辞任し、後任に は杉原誠四郎氏が就任した。藤岡 氏は、それでも理事として残り、 影響力をなお残そうとしている。 打たれ強い藤岡氏ならではのこと だ。

これで、少なくとも今回の採択 の自由社版の敗北は決定的 となった。その下地となったのは、 「つくる会」の教科書に対する警 戒心を高め続けてきた全国の市民 運動による世論喚起の広がりだっ

た。前出の年表盗用の事実発覚で、 すでに同書に厳しい批判の声があ ると知らされていた各地の教育委 員会が、それでも「火中の栗を拾 う」とは考えられないと、関係者 の誰もが考えた。実際、その通り の事態となった。

3. もう一つの「つくる会」系育 鵬社版の採択成果と「日本会議」 の存在

それでも往生際の悪い藤岡氏 は、八木氏たちのグループと市民 運動の共謀によって叩かれたのだ などの弁明をブログでくり返し たりした。

確かに、藤岡氏がそうこじつけ たくなる位に、自由社批判の間隙 をぬう形で、八木氏側の育鵬社版 は歴史と公民の両方で、それぞれ 約4%の採択率獲得という成果を あげている。この結果、全国では 今後4年間、毎年約5万人の中学 生が「つくる会」系の育鵬社版歴 史と公民の教科書で、学ぶことにな った。この事態にどう対応する かの、傍観しているわけにはいかな いが、その前になぜこうなったの かを、整理しておきたい。

この発端は前出の「つくる会」

内紛にさかのぼる。責任のなすり つけと主導権をめぐる争いに敗れ たのは八木秀次氏と、「日本会議」 系の理事たち4人だった。さらに 彼らに同調した伊藤隆・東大名誉 教授たちも加わり、八木秀次氏を 理事長とする「日本教育再生機構」 (再生機構)を設立した。その機 関誌「教育再生」は、当初こそ隔 月刊だったが途中から月刊となっ た。そうした資金の源は公表され ていないが、分裂の際に「つくる会」 から転じた会員も、少なくない。 それに背後には「日本会議」が存 在している。「日本会議」はその 前身の「日本を守る国民会議」の 組織決定で、改憲思想の潮流形成 をめざすとして、80年代に高校教 科書「新編日本史」を編纂し、検 定に合格させたが、今日まで採択 数が1万冊を越えたことがなく、 毎年赤字を計上している。現在は 「最新日本史」と名を変えた同書 の赤字補てんと同様に、育鵬社版 に対しては「日本会議」による支 援体勢があると、考えられる。

しかもそれ以前に、育鵬社には フジテレビから3億円が支出され ているという。その内幕を暴露し たのは、藤岡氏だ。雑誌「自由」

08年2月号掲載の座談会記事によると、扶桑社から「つくる会」が絶縁状を突きつけられた事態を心配した安倍晋三首相が、フジテレビの日枝会長に救済を直接依頼したところ、フジテレビから3億円を出資して、扶桑社の持ち分100%の子会社育鵬社が設立されたのだという。これで仮に教科書発行で損失が生じても、扶桑社がそのために赤字に転落する心配は、一応解消されたのだった。

しかし、扶桑社の藤岡氏に対する不信任は強烈であつたので、育鵬社が提携相手として選んだのは「再生機構」だった。当てが外れた藤岡氏は、腹立ちまぎれにこらした内幕を暴露したという次第だ。

このように、藤岡氏は自分の思惑や運動上の利害と、わずかでも食い違いや対立点が生じると、一方的な敵視を決め込み、相手方の内情を暴露することに、遠慮も躊躇もない。彼にとつては敵か味方かの認識区分しかない。それは、人間関係を戦争の論理で識別するもので、教育について議論する際の論理としては、とうてい受け入れられるものではない。

4. 育鵬社版の問題点

ここに藤岡氏の「つくる会」による自由社版と、「再生機構」による育鵬社版との差異の一つが見受けられる。自由社版は、単純な決めつけ型の説明が、天皇制の美化を中心に展開されている。一方の育鵬社版は、巧妙にバランスを守っているように見せかけながら、実のところは天皇制美化、民衆史軽視、主権在民否定の姿勢を貫いている。

さらに育鵬社版の場合は、こと日本国憲法について敵意丸出しに近いくらいに、「押しつけ憲法論」を執拗に強調している。これは明らかにバランスを逸した記述であり、検定規則に違反している。しかも、民主党による鳩山・菅両政権で文部科学省の副大臣であつた鈴木寛衆議院議員は、「日本会議」国会議員懇談会の監事であり、自民党タカ派文教族の「教科書議連」と親密な関係の存在だった。

安倍晋三内閣による教育基本法の全面改定の国会審議の際に対案として出された民主党案は、自民党案よりもっと教育への政治介入を促進させるものだった。その民主党案を取りまとめたのが、鈴木寛氏だった。そのような文部副大臣の下では、このような不適切な教科書記述が検定で不問にされても、不思議ではない。

さらに、育鵬社の歴史教科書では、東京裁判を一方的な勝者の裁きとして、まさしく一方的に批判している。このアンバランスぶりが充分に是正されていないだけでなく、B C級戦犯で死刑に処せられた人数など、事実の誤りも放置されている。手抜き検定だったことは、明白だ。

政権交代によつて、教育行政は自民党タカ派文教族の意向に迎合した路線からの転換がされるものと、多くの人々が期待した。しかし「日の丸・君が代」問題や教員免許状更新制度など、自民党政権時代そのままにされている。

5. またもくりかえされた沖縄差別的教科書検定と採択

そうした期待はずれの状況を端的に示しているのが、育鵬社の公民教科書だ。その表紙には、日本列島を南側から撮った衛星写真が掲載されている。表紙も検定の対象であるので、日本全国地図掲載の時の必須条件である北方領土

は、一応読み取れるものとなっている。しかし、左下に位置しているはずの南西諸島は削られ、沖縄県はまったく含まれていない。これでは47人学級の集合写真において、47人目の部分を切り取って46人しかいないように見せかけたのと同じで、明らかに差別的だ。

沖縄に対する差別問題は、沖縄戦における悲惨な住民虐殺や「集団自決（強制集団死）」の要因として指摘され続け、最近では普天間基地問題でも、仲井真弘多知事を先頭に差別であるとの声があがっている。その最中に、民主党政権下の文科省が、沖縄差別を公然と示している絵柄の表紙を検定合格としたのだった。

この絵柄の不当性について、6月23日の沖縄「慰霊の日」に東京で行なわれた文科省交渉の際に、教科書課に厳しく指摘した。対応した係長は当事者能力がなく、「上司に伝える」とのことだったが、以後この件について文科省側から「是正を指導した」等の連絡は一切ない。担当の笠浩史政務官（衆議院、神奈川9区）も「日本会議」の一員で、8月15日には靖国神社に参拝しているのだから、当然の

対応でもある。さらに野田政権下では、沖繩からは07年の「9・29 県民大会決議を実現させる会」の東京要請団を通じて、文科省の政務三役や民主党の沖繩担当副幹事長などに、この表紙のカラーコピーが提示されている。しかし同様に、何らの措置の説明もなく、これら関係者からの沖繩県民に対する謝罪等のことばは一切ない。

育鵬社の歴史教科書では、沖繩戦の死者数に誤記があり、「集団自決」も米軍の猛攻を受けて、住民が勝手にやったことのように説明されている。生徒隊の記述も殉国美談調で、生存生徒の意向に反し、内容も正確でない。

これ程沖繩に関して事実を歪め、差別的認識を露骨に示した歴史と公民の教科書を作成した育鵬社と八木氏たち「再生機構」の責任は重い。加えて、これらの差別的内容を是正させずに検定合格としただけでなく、不当性を指摘された後も事態を放置したままにしている文科大臣以下、文科省の担当者たちや検定審議会委員などの責任は、厳しく問われるべきだろう。

6. 育鵬社を採択した教育委員会 の責任を問う

それだけではない。この一見しただけで沖繩差別が明白な表紙の育鵬社公民教科書を採択した、各地の教育委員会と私立学校の責任も重大だ。育鵬社歴史教科書の沖繩関係記述も差別意識を如実に示したもので、看過できない。

7種ある歴史と公民の教科書の中からあえて育鵬社のもので採択したということで、責任が問われる。気付かないことが差別を助長しているとは、つとに指摘されていることで、悪意の有無が必要条件ではない。

育鵬社版を採択した栃木県大田原市、東京都大田区、武蔵村山市、神奈川県横浜市、藤沢市、大阪府東大阪市、島根県益田市、広島県尾道市、呉市、山口県岩国市、愛媛県今治市、上島町や埼玉県、東京都、神奈川県、愛媛県、香川県などの各教育委員会は、この結果責任をこれからじっくりと問われることになる。

ちなみに「検定に合格しているから」と、責任を文科省に転嫁しようとしても、検定が不正極まりないものであることは、これま

でに数々の実例で証明されている。特に第二次家永教科書訴訟では、4件の検定事例が違法と認定され、家永三郎氏に40万円の賠償金が政府から支払われたという事実が、厳然と存在している。

7. 住民訴訟で主権在民の日本國 憲法の社会であることを証明す る

そうした事実を無視し、明白な差別的内容の見本本によって育鵬社版を採択したことで、教育委員会の法的責任を問う手段としては、住民訴訟がある。すでに横浜市や愛媛県などで実行されている手法で、まずこの採択による公費の支出は不当であるとすする監査請求を、申し立てる。生徒用教科書は無償制の対象で、国費で賄う。しかし、教師用の教科書は公費で購入することになる。また大半の学校が1冊1万円程の教師用指導書を購入する。これらの公費支出を監査の対象にできる。

多くの監査委員会は、まず不当支出という結論は出せない。そこでその結論は納得できないとして提訴が可能になる。これまでこの種の行政訴訟の最大のネックだっ

た原告資格の獲得が、法律の改正によりこれで可能になった。監査請求をした市民であれば、教科書に直接の関係がない者でも、原告になれる。

裁判になれば、法廷の場で市民と教育委員会が平等な立場で対決できる。これこそ今の日本は憲法の下で、主権在民の社会であることを証明するものでもある。それに教育委員会に請願や陳情をする方法よりもはるかに効果的に、教育委員会の責任を追及できる。

沖繩の八重山地区を除いて、今年度の教科書採択はともかくすべて終了したかの観がある。しかし、こうした採択結果に対して、まだやるべきことややれることが、様々にある。不意打ちのようにして採択されてしまった地区でも、精一杯の取り組みをしていきたい。それが4年後の採択健全化にもつながることになるのだから。

* 沖繩・八重山地区の採択問題については今なお状況が流動的なのでここでは触れないことにした。

(琉球大学名誉教授)

《八重山教科書採択問題経過》

- 7・15 教科用図書八重山採択地区協議会が6月27日の総会で規約改正。規約に定めた役員会を経ずに教科書の調査員を選定、委嘱。調査員による順位付けも廃止していることが報道により判明する。(琉球新報7.16付、八重山毎日7.17)
- 8・23 教科用図書八重山採択地区協議会、歴史で帝国書院、公民で調査員推薦の無い育鵬社を選定。
- 25 教科用図書八重山採択地区協議会、23日の選定を3市町教育委員会に答申。
- 26 石垣市、与那国町両教育委員会、答申通りの採択を決定。
- 27 竹富町教育委員会、公民について育鵬社不採択、東京書籍を採択。
- 31 教科用図書八重山採択地区協議会役員会を開催。答申通り育鵬社を採択した石垣市、与那国町、東京書籍を採択した竹富町の意味は変わらず、協議は平行線となる。多数決で竹富町教育委員会に答申通りの採択を要請することを決める。
- 9・2 竹富町教育委員会臨時会で協議会の要請を拒否。協議会の再協議と教育委員会の総会開催を事務局の石垣市教育委員会に要請。
沖縄タイムス3市町世論調査、育鵬社採択反対57%、賛成19.9%。
- 8 八重山教育委員協議会臨時総会を開催。公民教科書の一本化をはかるため、全教育委員による協議の場を設定。多数決により育鵬社を不採択とし(答申通り2、答申不採択7、意見表明なし2)、東京書籍を採択(賛成8)。
【琉球新報】県内世論調査、「つくる会系反対57.7%、賛成14.1%、平和重視49.8%、人権重視31.4%」。
- 13 中川正春文部科学相、8日の協議について、「残念だが、協議は整っていないと考えていかざるを得ない」「一義的には県教育委員会に頑張っていたかないといけませんが、私たちも協力していきたい」と述べる。
- 16 県教育長、「8日の全員協議は有効」と記者会見で見解表明。
- 9・20 文科相、「地元で合意形成ができない場合、法の趣旨に基づき国としての判断を示す」と記者会見。
- 9・28 文科相、参院予算委員会で「8月23日の八重山教科書採択地区協議会、9月8日の3市町全教育委員による協議のいずれもコンセンサスに至っていない」と答弁。
- 10・26 中川正春文部科学相、来年採用の中学校公民教科書について、「採択地区協議会の答申に基づいて、育鵬社版を採択した石垣市と与那国町の教科書を無償対象とし、東京書籍版を採択した竹富町については自主購入を促す」との文部科学省の方針を示した。

(編集部作成)

石井建夫先生を偲ぶ

金子 眞

石井先生は千葉県船橋市の中学校の先生で歴史教育者協議会の常任委員や副委員長として活躍された歴史教師でした。そして日本民間教育研究団体連絡会の事務局や代表者会で民間教育運動の仕事も担ってききました。その後、日本福祉大学子ども発達学部で講義を行っていました。

石井先生は、平和教育の実践家でもあり、日本子どもを守る会「子どもものしあわせ」2008年8月号に「ワークシートで靖国神社・遊就館を学ぶ」「五感を通じた戦争と平和の学習方法」を提起しています。

石井先生は、1945年9月、母の疎開先、埼玉秩父で生まれました。父が陸軍被服廠に勤めていたので東京都北区赤羽に家がありました。「もし疎開していなかったらこの世に生を得たか」「戦後生まれですが戦争は、私にとって「生」の問題でもあり、戦争との連続と断絶の中で生れてきたことを感じてきました。戦後63年は、

私の年令であります。」とおっしゃておられました。

石井先生の66年の生涯の原点はここにあったのです。石井先生は靖国神社の社号標をとり上げ、「別格官幣」の四文字が消されていたことを通して靖国神社の歴史を語っています。また大燈籠の十四枚の絵を通して日清・日露の戦争や満州事変などについて語っています。

「この燈籠は富国徴兵保険相互会社の創立10周年記念(1932)三億円達成記念に建てたもので、徴兵保険とは、男子が生れた時に加入し、徴兵検査に合格した時におけるシステム」この会社は1923年に根津喜一郎(東武鉄道社長)によってされたものだ」と説明しています。

石井先生は、子どもたちの中で、学生の中で、市民のなかで、戦争と平和の問題を一貫して追究してきた教師でした。

合掌

石井建夫先生のしごと

石井建夫先生は1968年千葉大学教育学部を卒業。市川市で小学校の教師になり、

後、中学校社会科の教師となつて、子どもや同僚から信頼を集めました。1995年、退職し、千葉大学大学院生となり。いくつかの大学に非常勤講師として勤務しました。その時期に日本民教連の事務局員となり、歴史教育者協議会副委員長も2002年から2008年まで勤められました。2008年4月から翌年3月まで、日本福祉大学子ども発達学部、子ども発達学科の教授となり、多忙な日々を送られていましたが、2008年8月に難病を宣告

され、大学は休職。この10月9日、逝去されました。享年66歳。

おもな著書に「最新 中学校 公民の授業」(民衆社)、「子どもが主役となる社会科の授業」(日本史、歴史教科書の争点50問50答)(ともに共著/国土社)、「朝日ジュニアブック日本の歴史」(共著・朝日新聞社)、「中学校社会科歴史の授業」(共著、大月書店)「教職入門」「新版社会・地歴・公民科教育法」(ともに共著・学文社)「はてなの社会科」(国土社)。

(池上正道)



(裁判所前で「再び勝訴」を喜ぶ傍聴者)

用に係る原判決の判示したとおりであるが、何点かについて付加的に検討する。」として、「小学校低学年に性器の名称を「ペニス」「ワギナ」と教えることにつき、「正しく美しい国語」を用いるよう指導するとしているが、外来語を排斥しているとは解されない」、「性教育の手引」自体が、第1学年の項目で、「男性器をペニス、女性器をワギナとして取り扱うことがある」「したがって、用語が不適切であるということにも、根拠が乏しい」(88頁)。

② 中心的な争点の一つである

「発達段階に応じた性教育」について、控訴審判決は「この表現は、当事者の主張だけでなく、学習指導要領や性教育の手引等でも多用されているが、その具体的内容を示した記述は、いずれにも見いだせず、極めて多義的であるというほかはない。

知的障害を有する児童・生徒に對して、健全な児童・生徒に對する教育との比較において、性に関する知識をいつどのように教えるかということに関して、一審被告らはおおむね、より遅い時期に、より限定された情報を、より抽象的に教えるのが、「発達段階に応じた」の意味であると考えているようである。「まして、知的障害者を教育する養護学校においては、より強い理由で教科内容にしてはならない。」などという主張に、それが表れている。

しかし、知的障害を有する児童・生徒は、肉体的には健全な児童・生徒と変わらないのに、理解力、判断力、想像力、表現力、適応力等が十分備わっていないがゆえに、また、性の被害者あるいは加害者になりやすいことから、むしろ、より早期に、より平易に、

より具体的(視覚的)に、より明瞭に、より端的に、より誇張して、繰り返して教えるということなどが「発達段階に応じた」教育であるという考え方も、十分に成り立ち得るものと考えられ、これが明確に誤りであるというべき根拠は、学習指導要領等の中には見いだせないし、その他の証拠によっても、そのように断定することはできない。」(88～89頁)と述べています。

以上見たように、控訴審判決は、学習指導要領の性教育規定は多義的であることや都教委の学習指導要領に書いてないことをやるのは違法、小学校低学年に性器の名称を教えることは発達段階に反する、との主張を否定し、七生養護の性教育は違反していないと認定。さらに、教育を實踐する者の広い裁量を認定するなど私たちが勇氣つけるものです。

控訴審判決が残した課題

しかし、控訴審判決は「教育委員会会の権限について、私たちが控訴審で主張した内容に対してまともな答えていない部分があり、そのため一審判決同様、教育委員会の教育内容に対する介入について、最高裁の裁判例(「学テ事件

判決)を素直にあてはめてゆけばもつときちんと枠をはめることになったはずであるのにそれをしていないこと等、不十分な点がある」との弁護団の見解の通り、犯人探しのような調査や教材の没収、年間指導計画の強制変更、性教育を破壊する目的の大量強制異動など都教委の教育内容への介入については答えていない等不十分であり、とても残念です。

そのため、都議・都教委の上告も確かであり、原告も前記の不十分な点を明らかにしたい、と9月30日に最高裁へ上告しました。

今後は、最高裁の闘いだけではなく、出版や都議会での世論づくりや判決を現場に活かす取り組み等法廷外の闘いも課題です。

最高裁で確定した「金崎判決」(七生養護裁判の両輪の1つ)とともに、「ここから裁判」の2回の勝訴(!)に確信をもって、子どもたちが成長・発達するために不可欠な性の学習(教育)を取り戻すために、さらに頑張る所存です。どうぞ今後とも引き続きご支援をお願いいたします。

(「ここから裁判」を支援する全国連事務局)

「小学校英語活動」をめぐる

新英研の取り組みと今後の課題

新英語教育研究会 瀧口 優

はじめに

小学校の英語教育をめぐるのは一九八六年の臨時教育審議会（以下「臨教審」）答申において「英語学習開始年齢の検討を行なう」と出されて以来、新英語教育研究会（以下「新英研」）としての対応を迫られてきた。当然のことながら臨教審への意見書として反対を表明している。

一九九二年に初めて小学校への英語が研究指定校として導入された際にも問題点を指摘し、小学校の英語教育についてもあらためて反対を表明している。第三〇回全国大会（一九九三年）の基調報告では四つの疑問点を提示し、以後早期英語教育について現状把握と問題指摘を視野に入れて月刊「新英語教育」において数回にわたって特集を組んできた。

一、機関誌「新英語教育」より

一九九四年七月号では特集タイ

トルを「早期英語教育を考える」として「早期英語教育の実際と課題」「英語教育をめぐる最近の動向」「早期英語教育についての調査」などを載せている。新英研の全国的なネットワークで中学生一三名、高校生一六四名に調査を行い、この時点で既に中学校入学以前に平均して四〇%近い高校生が英語に接していることをつかみ、想像以上に小学校での英語教育が学校外で行われていることを認識する。

一九九六年九月号では「小学校で英語教育!？」を特集し、新英研以外の英語教育団体からの意見表明を含めて、文部省（当時）ですすめられていた小学校の英語教育について反対を表明してきた。

この時点でも一九九四年の特集と同じように中学校入学以前に外国語の学習を行なったかどうか全国の高校生およそ九〇〇名に調査し、実に四七%が「ある」と答え

一九九九年からは連載の形で全国の様子を報告し、この連載はタイトルを変えながらも現在まで継続されている。

特集としては「総合的な学習の時間」がスタートし、並行して小学校英語教育特区がはじまった二〇〇四年九月号で「どうする小学校英語」として、問題点の指摘と同時に、どのように授業で取り組むかその方向性についても実践的に紹介した。二〇〇六年四月号は「小学校英語がはじまる」として文部科学大臣へ提出した「小学校英語に関わる意見書」を載せている。二〇〇八年五月号「小学校英語活動、スタートに向けて」では「こうありたい小学校英語」「どう対処するか」など目前に迫った新学習指導要領の実施に向けて、対応策を提示している。以後二〇〇九年四月号「心にしみこむ小学校英語―親、先生、各界へのメッセージ」、二〇一〇年九月号「小学校英語のポイントとは？」と毎年のように特集を組んできて

出ているが、毎年夏に開催される大会の場では一九八六年の第二三回の基調報告において臨教審の「英語教育の開始時期の検討」について触れ「差別・選別教育をねらっている」と批判している。しかしその後は行政側の動きも見えなかったこともあり基調報告に触れるのは一九九四年の第三一回大会で、「早期英語教育の導入について」触れ、「その導入を是とするほどの条件はまだとどのつていない」とまとめている。

一九九六年の第三三回大会でも各都道府県におかれた小学校英語教育の実験校に言及しつつ「早期英語教育は様々な矛盾をはらんでおり、導入には条件は整っていない」と再確認している。

一九九八年の第三五回大会では中教審答申やその中で「総合的な学習の時間」における「外国語会話」を踏まえて「いずれにせよ、教員定数や持ち時間等の教育条件改善を放置したままの一方的な導入では現場の負担が増大するばかりだろう」と警告した。なおこの大会において初めてテーマ別分科会として「早期英語教育の諸問題」を設置している。

二、全国大会における議論

機関誌で一九九四年から記事が

二〇〇〇年の第三七回大会では総合的な学習の時間の一例に過ぎない外国語会話が「英語会話」に置き換えられ、各地で強制されていることに警鐘を鳴らし、小学校で事実上「英語会話」が導入される危険がある、と指摘する。

二〇〇二年の第三九回大会では「総合的な学習の時間」の問題に触れ、「韓国英語教師の会」の韓国における小学校英語教育の問題点と教訓を整理し、反対の理由として「初等教育に混乱をもたらす」と確認する。また二〇〇五年の第四二回大会では、小学校英語教育特区がスタートしたのを受けて、「新英研は小学校の英語教育に反対のスタンスをとっています」としながら、「ただし、実際に英語教育がすすめられている現状に対しては、子ども達の立場に立った授業をめざして、教材や授業法の発掘や開発をすすめます」として、反対だけでなく授業改善も含めた提案をしていくことを提示している。テーマ別分科会として「小学校の英語教育」を設置し、長野県内で小学校英語教育特区として積極的にすすめている下諏訪町の小学校の実践を報告してもらった。

二〇〇七年の第四四回大会では新英研の実践を紹介する「新英研講座」に「小学校での英語授業はどうしたらよいか」として自己表現活動の積極的な導入実践が報告される。

二〇一〇年の第四七回大会では、これまでの「新英研講座」で小学校英語に加えて実践力を高める一〇の分科会の一つに、外国人講師とのチームティーチングと並んで小学校の「英語活動」が位置づき、新英研として理論的にも実践的にも小学校英語に取り組む決意が示されている。

三、日本外国語教育改善協議会

新英研は日本民間教育研究団体連絡会（民教連）の一団体として民主的な教育の創造の一端を担うと同時に、日本外国語教育改善協議会（以下「改善協」）の一団体としても重要な役割を果たしている。改善協は一九七二年に、中学校の英語教育が三時間になってしまいうことに危機感を募らせた大学英语教育学会の呼びかけで組織されたもので、来年はその四〇周年にあたる。この改善協では、毎年各団体の代表が集まって大会を開

き、各団体が合意した内容を「提言」や「アピール」として首相や文部科学大臣をはじめ関係各方面に提出してきた。その中では一貫して政府が進めようとしている小学校での英語教育・英語活動へ批判的なスタンスをとってきた。

二〇一〇年二月には第三八回大会を開催し、「小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領の実施等に関する意見」書をまとめて、総理大臣等に提言したが、その中では以下のように指摘した。

(一) ネイティブ・スピーカーや英語アドバイザーなどの配置について、国が責任を持って制度を整備し、財政的措置を講じる。ただし小学校の現場に理解があり、子どもたちを指導できることが条件である。

(二) 「外国語活動」のクラスサイズを十五人以下とし、一人一人の児童が実際に「言語活動を効果的に行なう」ことができるようにする。

(三) 大学の教員養成課程において、理論と実践を踏まえて、小学校の「外国語活動」を指導できる教員を養成する。

(四) 小学校教員が主体的に海外で研修できるように、財政的措置を講じる。

(五) 対象となる外国語を英語に限定することなく、様々な言語を体験できるようにする。

(六) 学習指導要領はあくまでも指針とし、授業内容やカリキュラムについては現場に任せ、画一的な教材や指導方法などを押し付けない。

(七) 中学校への入学者選抜等で、「外国語活動」の学習内容が課題されることのないようにする。

改善協の団体の中には、積極的に小学校での英語教育を推進すべきであるということを決議した団体もあるが、その団体も含めての合意であり、如何に「外国語活動」が外国語教育の理に反しているかがうかがえる。

四、新英研の論議とスタンス

新英研のスタンスについては既に機関誌や大会での位置づけを紹介する中で大まかには明らかにしてきたが、あらためて整理したい。基本的には現状においても小学校の英語活動もしくは英語教育に

は賛成できないというのがスタン
スである。それは教員、教材、教
育条件、そのどれをとつても実施
にふさわしいものはなく、このま
ま推移すれば明らかに差別と選別
を推進することになると心配して
いる。

小学校への英語導入が議論され
始めた一九八〇年代は新英研内部
の議論は「とんでもない」であり、
会の内部で意見がぶつかることは
なかった。しかし九〇年代後半か
ら、実際に導入が進められ広がる
という事態の中で、あくまでも反
対を貫くべきだという意見と、導
入されたことを踏まえてよりまし
な選択をすべきではないのかとい
う意見が時にはぶつかり合い、そ
のバランスの中で今日、少しでも
小学校の先生方や子ども達が英語
嫌いにならないように力を尽くす
べきであるというところに至って
いると言えるのではないか。

更に新英研が中学校や高校の英
語教育の実践で積み上げてきた
「分かる楽しい授業」づくりが、
そのまま小学校の五年生や六年生
の授業にも活かせるのではないか
ということ、教材や教授法、実
践の進め方などを伝えていく必要

があると考えている。

おわりに

二〇〇六年以降小学校英語に関
する書籍やテキストを出版する機
会があり、そのたびに「小学校英
語に賛成なのか」という疑問が投
げかけられた。

私自身は小学校の外国語教育に
ついて条件を整えればやってみい
いのではないかと考えている。特
に高学年は社会や世界への関心も
高く、外国語に触れる機会がむし
ろ求められているのではないかと
も考えている。ただし英語だけ
なく様々な言語という条件である
が。

今回の小学校外国語活動の導入
を通して新英研は、理念だけにと
らわれずに現実を見据えて対応を
考えることや子どもたちを最優先
することがいかに重要であるか、
また実践を重視して実践の中で学
ぶことの重要性を確認したのでは
ないかと思う。

そして新英研が中学校や高校に
おいて積み上げてきた自己表現や
集団学習、自主教材や平和教育な
どが日本の外国語教育としての柱

であり、小学校英語活動にも十分
通用することを明らかにしてき
た。

個人的には、小学校の先生方の
子どもたちを大切にしたいとい
う情熱と外国語教育における母語と
の関連の重要性を認識した。氾濫
するカタカナ英語等を通じて、一
体誰が本当の意味で日本の文化や
伝統を大切にしているのか、そ
れもまた明確になったのではない
か。

小学校の外国語をめぐる今後の
方向性としては、次の指導要領改
訂では教科としての「英語」が小
学校五年生から導入され、三年生
から英語活動を入れることになる
と予想される。こうした流れを本
来の小学校における「ことば」の
教育の視点からとらえなおし、多
様な外国語や文化に触れる場の構
築を目指さなければならぬ。ま
た「意見表明権」を視野に入れた
自己表現としての外国語教育をす
ずめる手だてを、教材づくりを含
めてすすめることが求められるで
あろう。学習指導要領は学級担任
が教えることの有為性を強調する
が、外国語としての英語は常に使
わなければ忘れていくという点か

ら、また学ぶ技能としての内容か
ら、専科としての教員の配置が求
められる。教員養成において、小
学校の外国語教育をどのように進
めるのかを理論的実践的に学んだ
教員を学校に送りだし、その教員
たちが全国の小学校に配置される
ような状況になれば小学校におけ
る外国語教育は意味を持つであろ
う。

隣の韓国は一九九六年に担任で
出発しながら、徐々に専科に移行
しつつあるのはそのような背景が
あり、ベトナムのように初めから
専科の教員が（小学校三年から週
に二時間）教えているような状況
を考えると、いずれ日本もそのよ
うな方向にすすまざるをえないの
ではないだろうか。新英研の中で
はまだそこまで踏み切っていない
が、全国で中学校や高校の現場を
退職された会員が、学校や教育委
員会の要請を受けて小学校英語活
動のアシスタントとして入るケー
スが増え、実践的にも新たな方向
性を切り開いていくのではないかと
期待している。

（白梅学園短期大学教授）

日本民教連二〇一〇年度活動総括

はじめに

二〇一一年三月一日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故は、未曾有の被害をもたらしました。原発事故により約十一万人以上が避難生活を余儀なくされ、膨大な放射性物質による環境汚染は農林水産物に広がり、長期に及ぶ内部被曝の危険が懸念されています。

日本民教連は、去る六月一八日に「夏季研究集会へのアピール」を加盟団体に発表し、①被災した地域の人々の救援と農林水産業の復興、②三・一一東日本大震災を子どもとともに学ぶ教育実践の交流をよびかけました。

子どもをめぐる情勢も予断を許しません。東京「君が代」裁判一二次訴訟に於いては、東京高裁は部教委の「裁量権の逸脱・濫用」を認定し、一六七名全員の処分取り消しを命じる「逆転勝訴判決」を出しましたが、教職員に日の丸・

君が代の強制を命じた東京都教委の一〇・二三通達関連の三つの事件、①南葛飾高校定時制嘱託採用拒否事件、

②都立高校一三名の嘱託採用拒否事件、

③都教組八王子支部戒告校処分取消請求事件

で最高裁は、いずれも「合憲」としました。しかし、「この問題による混乱が子どもたちに影響が出ることを心配する」等の補足意見

(七名)、反対意見(二名)も出されました。また大阪府議会では、

全国に先駆けて、日の丸・君が代の強制を義務付ける条例化が不当にも強行されました。

「七生裁判」では金崎校長の処分は不当処分として損害賠償請求の判決が確定しましたが、教材の返還を求める「ここから裁判」は

継続中です。

去る六月一八日の都道府県説教と日本民教連との合同研究集会に

おける白鳥殿(さいたま教育文化

研究所)事務局長報告でも明らか

なように、子どもの貧困化、格差の拡大が顕著です。「平成一九年度の就業基本調査」からも、一〇

年前と比較して年収五〇万円、一九九万円の低所得層は二四%か

ら二八%に上昇し、中所得層も二%から三%に軒並み上昇しています。

さらに子どもたちは「過度に競争的」な学習を強いられています。

このような状況の中で、埼玉県が生活保護家庭を対象に、基礎学力

をつけるための学習教室を設けて財政援助を実施したことが注目さ

れます。

今こそ私たちは、国際条約である「子どもの権利条約」に基づいて、すべての子どもたちに「健康に生きる権利」と「学ぶ権利」の

保障を求めていきましょう。

【研究部】

一、「第二〇回民教連の強化・発展をめざす懇談会」を九月一二日・南大塚地域文化創造館で開催しました。第一部の拡大代表

者会で二〇〇九年度の「総括」・二〇一〇年度の「活動方針」を加

盟団体の研究の現実と課題を基礎

に審議、決定しました。第二部は、「加盟団体夏季全国研究集会総括・成果と課題・展望」をテーマに、

発言研、全養サがポイントを絞って提案、その後、加盟団体の研究・組織の実情を基礎に具体的に交流

しました。各団体とも相互に学び合い、今後に生かしていくことができます。

参加は、一五団体二三名でした。二、二〇〇九年度の夏季全国研究集会のまとめを行いました。提出団体が半分でしたので、充分なまとめにはなりません。調査項目を簡略化し、来年度以降の課題とします。

三、加盟団体の共同研究は、国語関連団体間で定期的に行われたほかに、社会科関連団体が課題によるシンポジウムを、理科・算数・数学などの関連団体の動きも見られます。

四、「代表者会」での学習会は、今日的な研究課題と「交流研究集会」分科会から報告を受け、交流し学び合いました。

十月：科教協・合馬和章さん
十一月：情勢学習会・中原正木さん(世話人会)
一月：新英研・町田淳子さん

二月…絵の会・森下友子さん
 三月…文教連・岩井幹明さん
 五月…福島原発で何か起きてい
 るのか 館野 淳さん
 (日本科学者会議)

七月…歴教協・西村美智子さん
 五、「第二四回日本民教連交流研
 究集会」は二月五日、世田谷の
 和光小学校で「すべての子どもに
 楽しい学びを 学びを生きる力
 に」のテーマのもとに二九団体・
 一〇三名の参加で行われました。
 講演は「『坂の上の雲』が語らな
 かった歴史の真実」山田 朗さん
 (明治大学教授・歴史教育者協議
 会委員長)でした。

分科会は、
 1 これからの文学教育の課題
 2 1人ひとりが輝く芸術教育
 3 子どもの発達と科学教育
 4 新しい世界を作る学び合い
 5 生きる力を育てる
 6 人間らしく生きるとは
 7 ひらかれた学校・協同の力
 8 ものづくりへの挑戦
 全体会の山田朗講演を基礎にし
 て、より深い交流ができました。
 レポート数は、二七本でした。

【編集部】

二〇一〇年度「民教連ニュース」
 は、一九九号から二〇四号まで六
 回発行しました。編集に際して
 は、①実践報告を含めた各種集会
 報告、②子どもの姿が生き生きと
 見えるレポート、③図書紹介、④
 各参加団体の動向を中心に掲載で
 きるようにしました。以下、各号
 の①②③の一覧です(敬称略)。
 一九九号(二〇一〇年九月号)
 ①六・二三集会報告：石原都政下
 における東京の現実と課題(戸倉
 信一)・引き出すことと受けとめ
 ること(黒田健次)・こはるでよ
 かった(飯塚祥則)(石橋峰生)・
 国連「子どもの権利委員会」本審
 査を傍聴して(緒志久子)
 ②物の三態変化(合馬和章・科教
 協)・◇みんなで作るみんなの学
 校(上原謙市・学力研)・◇高校
 生の「性と生」(阿部知子・性教協)・
 ◇共同で新しい学校づくりへ(兩
 滝洋介・全生研)③渡辺治他「新
 自由主義か福祉国家か」(戸倉信
 一)
 二〇〇号(二〇一〇年十一月号)
 ①第二〇回民教連の強化・発展を
 めざす懇談会、二〇〇九年度活動

総括・二〇一〇年度活動方針、問
 題提起(1)小山信行(児言研)・(2)
 渡辺みどり(全養サ)・◇子ども
 の事実と科学的理論に基づく体育
 授業を目指して(横田誠仁・教科
 研)②みんながいつしよにいる時
 間(松本洋介・日生連)・◇品川
 の「教育改革」について考える(高
 橋秀和)③遠藤芳男著「改訂・卒
 業」、森山まり子著「クマともり
 とひと」(中原正木)
 二〇一号(二〇一一年一月号)
 ①山田朗「坂の上の雲」が語ら
 なかった歴史の真実」を聴いて
 (戸倉信一)・◇クリエイティブス
 クールで起こっていること(関口
 昭男・新英研)・◇代表者会学習
 会・最近の政治・経済・教育を巡
 る情勢について(中原正木)・◇
 私が受けた教育と教科書の中の神
 話(金子眞)②もつともつとすて
 きになりたい(中川みどり・音楽
 教育の会)・◇小・中学生との「農
 泊」交流体験から(菅原宏一・全
 農研)

②五感(見る・聞く・触る・嗅ぐ・
 味わう)を使った化学文科(高二
 化学実験の授業(菊池みどり・科
 教協)・◇戦争の歴史と今をつな
 いだ「青空」(泉山友子・演教連)・
 ◇自由社版教科書採択後、横浜で
 起こっていること(佐藤満喜子)
 ③歴教協編「ちゃんとうぼう!
 憲法①②」(戸倉信一)
 二〇三号(二〇一一年五月号)
 ①心をつなごう・手をつなごう(常
 山幸子・民舞研)・◇「八方にら
 みねこ」の読み取り(石原真由美・
 全障研)・◇本当に生きるとい
 うこと(草刈英郎・全進研)・◇教
 具は簡単でないと市民権を得られ
 ない(加藤久和・数教協)・◇袋
 を使った中学校技術科「栽培」の
 授業(直江貞夫・技教研)・◇「こ
 こから裁判」高裁結審傍聴報告(安
 達優雅子・性教協)②全民研編集
 「現代教育の思想水脈」(戸倉信一)
 ◇日本民教連二〇一一年夏季全国
 集会一覧
 二〇四号(二〇一一年七月号)
 ①最近の内外情勢と憲法九条・
 二五条(金子勝・立正大学)・◇
 突出する東京品川の「教育改革」
 (高橋秀和・公立小学校教諭)・◇
 六・一八合同集会「支えと学びで

希望を創る」(白鳥勲・さいたま教育文化研究所)、◇「高校生が貧困や困難からたくましく立ち上がるために」(川口芳彦・埼玉県立浦和工業高校)、◇「子どもの貧困とどう向き合うか」(前川勉・全生研)、◇「義務教育は無償じゃないの」(鴨下時夫・制度研)、◇「食を通して」(猪瀬里美・埼玉食教育サークル)、◇「平面図形を楽しむ」(塩沢宏夫・数教協)③広瀬隆著「二酸化炭素温暖化説の崩壊」(五島明子)

【組織部】

一 都道府県民教との交流

六月一八日、埼玉県教育研究サークル連絡協議会との共催で、「子どもの貧困と諸困難の中で教育実践をどう進めるか」をテーマにして、埼玉県さいたま市にて第三五回日本民教連、都道府県民教合同研究会を開催しました。はじめに、さいたま教育文化研究所の白鳥勲氏から「支えと学びで希望を創る」という題目で、貧困のために学習を持続させていくのが困難な高校生の実態についての克明な報告があり、引き続き具

体的な学習支援を行っていている取り組みの数々が話されました。また、栄養士・事務職員の実践も報告されるなど、埼玉教育研究サークル協議会との貴重な交流ができました。

各都道府県民教とのつながりは、ニュースや機関誌をお互いに交換しあっている程度が現状です。どのように関係を保つかについては、これからの検討課題です。

二 組織体制の変化

会務を継続するための組織的なあり方についての提案を行い、事務局長就任の運びとなりました。世話人会・代表者会の前に世話人副代表、事務局長による三役会議を持ち、事務局体制を確立しました。

三 代表者会参加への働きかけ
毎月の代表者会の参加は、四七団体中ほぼ一六団体に固定化しつつあります。各加盟団体への働きかけを強めることが大きな課題でしたが、十分な取り組みができませんでした。

【民教連九条の会】

四月一〇日、第八回憲法擁護・

教育基本法改悪反対四・一〇集会を民教連九条の会と日本子どもを守る会の共催で開きました。はじめに金子勝さん(立正大学)から「最近の内外情勢と憲法九条・二五条」と題して中東での政治情勢に始まり、新自由主義に対抗する基軸として、憲法九条・二五条を前面に打ち出す運動を提唱した

いという、非常に励まされる報告でした。続いて、高橋秀和さん(公立小学校教諭)から、一貫教育や選択制で子どもと教職員により負担を強めている品川区の教育動向を「突出する東京・品川の「教育改革」というテーマで話していただきました。

日本民教連二〇一一年度 活動方針

【研究部】

一、第二回「民教連の強化・発展をめざす懇談会」を一年九月一日南大塚地域文化創造館で開催します。

第一部は拡大代表者会で、各団体の委員長(代表・会長)・事務局長・民教連担当者・参加者で「総会」を開催し、世話人会提案による議案を審議します。議事は、一〇年度の活動総括を各団体の研究、実践、課題を踏まえ、さらに充実した意義ある一一年度活動方

針を創造します。

第二部は加盟団体の夏季研究会の成果と課題、日常の研究と組織的活動などを報告して討議を行います。

二、第二五回「日本民教連交流研究集会」を二月四日、世田谷の和光小学校で開催します。

集会テーマは「すべての子どもに楽しい学びを 学びを生きる力に」とします。内容は例年通り「講演」と「分科会」です。分科会は、各団体からのレポートによつて構成します。これまでの未参加団体

の實踐提起を期待します。

三、一年度の「加盟団体夏季全国研究集会」の状況・成果・課題等の集約をします。

四、毎月開催される「代表者会」のはじめに設定される学習会は、加盟団体相互の深い学びとなっております。この学習会をさらに充実させていきます。

【編集部】

①編集委員会を月一回以上開きます。

②各種集会の記録を収録します。

③一二月の交流研究集会をはじめ各種集会における実践報告を原稿にできるようにします。

④図書紹介については各団体が発行したものを積極的に紹介します。

⑤夏季集会一覧表作成には多くの加盟団体の掲載を希望します。

【組織部】

一 各加盟団体への働きかけ
毎月の代表者会ならびに年間定例の各種集会に向けて、民教連加盟団体への働きかけを強めるよう

に努力します。

二 都道府県民教との交流

日本民教連と各都道府県民教との交流の実態を把握することに努めます。また、合同研究集会の持ち方についても検討を重ねます。

三 世話人会・代表者会の強化に向けて、組織的には世話人会・代表者会への参加が得られるように加盟団体へ呼びかけをすることが大きな課題です。代表者の都合がつかない場合には、二人体制で行していただけるように文書で要請いたします。

【民教連九条の会】

四月は教育現場の年度初めであり、年間における集会を一回減らす民教連の方針で、開催時期を六月にずらす方向で検討します。

今まで六月には都道府県民教との合同研究集会を開いてきました。が、九条の会による合同企画を考えます。

【世話人会任務分担】

世話人会代表	緒志 久子
〃 副代表	高柴 光男
事務局 長	戸倉 信一
財政 政	五島 明子
研究 部	緒志 久子
〃	青木 峰子
編集 部	池上 正道
〃	白鳥 晃司
〃	戸倉 信一
組織 部	金子 眞
〃	高柴 光男
事務局 員	新田 緑
会計 監査	清水 徳人
〃	村木 栄一
顧問	中原 正木
民教連九条の会	上石 正明
〔他団体担当〕	
平民研連	白鳥 晃司
〃	中原 正木
子どもセンター	高柴 光男
子どもを守る会	金子 眞
子どもを守る文化会議	金子 眞

〈平民研連主催シンポジウム〉

「日本の教育、現状と課題」

主催 平和と民主主義のため

の研究者団体連絡会議

日程 12月11日(日)

13:30 ~ 16:30

会場 文京区

駒込地域活動センター

(地下鉄・南北線本駒込駅下車、2番出口より徒歩5分)

基調講演 中田康彦

(二橋大学・教育社会学)

「地域主権・政治主導は教育をどこに導くか」

実践報告

1 杉並区の教科書採択問題

小関啓子氏(杉並の教育を考えるみんなの会)

2 七生養護学校裁判について

日暮かをる氏
(「ここから裁判」原告)

*平民研連は、日本民教連、日本科学者会議などの幹事団体で構成されています。

9・11第21回民教連の強化・発展をめざす懇談会開く

2011年9月11日、南大塚地域文化創造館大会議室で「9・11第21回民教連の強化・発展をめざす懇談会」がひらかれた。

第一部 活動総括と活動方針

第一部ではあらかじめ配布された文書に基づき、2010年度活動総括と決算報告、2011年度活動方針と予算案が提案された。議長は数教協の塩沢宏夫さん。

2010年度活動報告、決算報告、会計監査報告を行い、質疑、討論をして了承された。

2011年度の活動方針、予算案の提案がおこなわれ、討論の後了承され、その後、新役員の紹介が行われた。中原正木さんが代表から顧問になり副代表の一人の緒志久子さんが代表になった。民教連九条の会担当として上石正明さんが世話人と同時に紹介された。これまで4月、6月、9月、12月に大きな行事を行ってきたがこれを6月、9月、12月と年三回にし、内容をより充実したものにすると、若い人に多く参加してもらう

ため、ホームページを充実させるため、上石正明さんに加わってもらう、メールアドレスを新しくするという提案がなされ、了承された。中原正木さんからは、顧問は何をするのかについて、人が言いにくいことを率直にいうこと。また対外的な折衝に当たる役割などをするとの説明があった。

第二部 日生運からの報告

第二部では、はじめに日本生活教育連盟会長の行田稔彦さんから、現状の説明と8月6日から8日まで名古屋大学で開いた愛知集会についての話があった。東日本大震災の報告をする人を探したが、宮崎県から宮城県石巻市の石巻雄勝小学校に移籍して勉強している清水博志さんに緊急報告をお願いすることにした。清水さんは児童の多くが亡くなった大川小学校の隣の学校にいて、多忙な中で、報告者を引き受けてくれたという。清水さんの苦労をもっと知りたいという質問があり、行田さんから震災にともなう話が出された。

幾つかの小学校が、石巻の中心部に近い、津波を免れた小学校に間借りしているが、石巻教育委員会では、通学用のバスを出してくれるが、バスに乗れない児童が出るなど、親からの強い抗議があり、こうした折衝に苦労したという。

また、「児童数激減で来年は複式学級になりそうだ。教員を三名減らすしかない。希望する人は申し出てほしい」と校長が発言したのに対し、職員会議で「これから皆で力を合わせて教育をおこなわなければならないときに、教員を減らすとはどういうことだ」という声が出たという。親は「学校こそが子供を守る最後のとりで」という。こういう意識を持つようになつてきた。また、常任委員の大学の先生から、できる限り学生が参加しやすい分科会設定にしてほしいと要望をもちつた。

体育同志会の児玉さんからの報告
 学校体育研究同志会の全国大会は8月6日から8日まで全体会を東京都町田市の和光中学・高等学校で分科会を和光中学・高等学校と和光鶴川小学校、和光鶴川幼稚園、町田市立小学校と吉祥寺の成蹊小学校、文化交流の夕べを町田

のホテル・ザ・エルシーで行った。はじめに東京大会実行委員の児玉望さんから報告があった。

・他の民教連加盟団体の協力を得た「特別講座」

8月6日(土)午後5時15分から他の民間教育研究団体の協力を得て吉祥寺の成蹊小学校で「特別講座」を開いた。協力した加盟団体は国語は日本作文の会、算数は数学教育協議会、理科は科学教育研究協議会、社会は歴史教育者協議会、地理教育研究会、音楽は音楽教育の会、技術は技術教育研究会、家庭は家庭科教育者研究連盟、外国語は新英語教育研究会、性教育は人間と性。教育協議会、演劇は日本演劇教育連盟、進路指導は全国進路指導研究会

・実技を伴った分科会が多数
 「学年別・領域別分科会」は実技を伴ったものが

障害教育、幼年体育、小学校低・中学校(ボール運動)、小学校低・(機械運動)、小学校高学年体育、中学校体育、高校体育、バスケットボール、フライングフットボール、マット運動、サッカー、機械運動、ダンス、民謡、陸上、水泳
 の13分科会、実技を伴わない分科

会(健康教育など)4分科会がある。これと別に「授業作り教室」が吉祥寺の成蹊小学校で開かれ、水泳、陸上運動、小学校低・中学校ボールゲーム、バスケットボール、マット運動、器械運動が分科会と並行して持たれ、時間的に余裕のない先生方にも参加できるように工夫されていた。

大貫耕一さんから行われた問題点の指摘では、体育館にエアコンがなく暑さにまいったという。エアコンを持ち込んだが参加者の人数把握がなかなか出来なかったことなどだされた。また、中学校の教師の会員が少なく、分科会などを作るのに困難を伴ったことも出された。

今、多くの職場が自己責任論をおしつけられ、自由にもが言えない状況にあるとき、初めて参加した人たちが、自由にもが言える場所があることを知って、仲間を誘ってくる雰囲気が出来てきたことも、大貫さんが強調されたことであった。(なお「民教連ニュース」9月号に掲載されている片桐雄一さんの「すべての子どもたち豊かな運動文化と生きる力を」を合わせてお読みください)。

一般社団法人となった歴史教育者協議会の新しい組織の紹介など

歴史教育者協議会(歴教協)から、一般社団法人化した報告がされた。またNPO法人化に踏み切った家庭科教育研究者連盟からも関連した発言があった。

9月代表者会議

第二部が終わってから9月代表者会議が開かれた。

議題は

- (1) 12月4日民教連交流研究集会の準備については小田急線「経堂」下車の和光小学校で開くこと、参加費1000円、午前9時30分より受付、10時から堀尾輝久さんの講演、午後1時15分から分科会、分科会構成は各団体のレポートから決定するレポート集約9月30日10月代表者会議で一覽表を配布。テーマ「すべての子どもに楽しい学びを、学びを生きる力に」を承認。
- (2) 分担金納入については、すぐ払ってほしいと要請。
- (3) その他は、中原顧問から2011年度が今日から始まるが、一層の協力をお願いがあり、性教協から「ここから裁判」の東京高裁判決が9月16日に行われ

るので協力要請があった(別項の谷森櫻子さんの記事参照)。全民研から「日の丸」「君が代」強制的裁判に対して、最高裁に司法の良心を示すよう要請する署名の訴えがあった。

(池上正道)

旧陸軍登戸研究所見学

9月23日の「子どもを守る文化会」の翌日、「オプショナルツアー」として、旧陸軍登戸研究所見学があり、これに参加した。案内してくれた渡辺賢二さんは、この見学会を月に2、3度企画しており、これからも見る機会があるので、ここで紹介したい。

今は明治大学平和教育資料館として、多くの参観者を受け入れているが、自由に行かれるよりも、渡辺さんの主催する見学会として行かれることを強くお勧めする。

今の明治大学の敷地には戦時中は一般の人々が絶対に立ち入れない施設があった。極秘施設で、この従業員は徴兵免除の「特権」があった。戦前の雰囲気がある程度保たれていて、多くの関係者は

昔の話をしてくれなかった。広島・長崎の原爆体験者が、なかなか体験を語らないのと同様、多くの人々が語るのを拒んできた。今、渡辺さんのツアーに参加すると、このあたりの問題がよく理解できるようになる。私たちは「裏門」から入る。これは急な坂道を登るところから始まる。弥心(やこころ)神社の見学から始まる。一番最後に「記念館」に入るのだが、多くの「遺跡」はこの「記念館」を創るまでの川崎市や高校生の運動の歴史を知ることにもなる。

アメリカ本土を攻撃した「風船爆弾」がアメリカ本土に達し、これで死亡した人も居たということも初めて知った。陸軍がにせ札を製造していたことを証明する展示品もある。にせ札を創った建物はすでに取り壊されていたが、最近まで残っていた。直接下記に問い合わせ、これから開かれるツアーに参加されることをお勧めする。

明治大学「平和教育登戸研究所資料館」044-934-7993
noborio@nics.meiji.ac.jp
(池上正道)

〈図書紹介〉

新自由主義と切り結んだ教育実践の葛藤

東京の「教育改革」は何をもたらしたか

定価一八〇〇円十税 高文研 一五二頁 渡部謙一 著

一九九〇年代後半から、東京都では全国に先駆けて、戦後教育の理念を否定する「教育改革」が行われてきた。この「教育改革」は教育現場に何をもたらしたのだろうか。元都立高校長として、この「教育改革」を総括したのが本書である。

本書はつぎの五章で構成される。

第一章 裏切られた統廃合

第二章 管理と監視下の学校

第三章 命令と強制の「日の丸・君が代」問題

第四章 東京に「教育」を取り戻すために

第五章 悩み多き校長、されど希望を

本書の特徴は次の三点に集約される。第一に、東京の「教育改革」を評価する際に「それは子どもたちが「人間的に成長・発達することとどんな関係があるのか」と問

い続けたい」としていることである。

第二に、管理職として東京都の教育行政を担ってきた立場にあつたが故の葛藤が生き生きと語られていることである。

第三に、本書は単なる回想録ではなく、東京都の教育改革についての積極的な提言をしていることである。この詳細は、巻末に掲載されている「今こそ、学校・地域からよりよい教育を求める大きな教育論議！」を参照されたい。

本書を通して感じたことは、都教委が進めてきた「教育改革」の中で、「学校長への権限の集中」が進められてきたが、そのことが逆に校長に矛盾が集中することになった。現在、東京都の「異動要綱」では、新規採用は四年、「一般異動は六年で原則異動対象とする」とされている。また職員会議では採決を認めず、人事考課制度で教員

は四段階で評価されている。これらのピラミッド型の学校システム

の頂点に立つのが校長である。一九九八年の「都立学校等在り方検討委員会」において、校長のリーダーシップの確立、教頭の管理職機能の強化、職員会議の補助機関化などの教育改革を進めるべきとする報告が策定された。こうした都教委の意を体して強権を発動する校長が現れ、「在り検」校長と揶揄されたものである。

しかし、子どもと真摯に向き合い、保護者との対話を重視する教師に対しては、さしもの「在り検校長」も多くの困難に直面せざるをえなかった。そして子ども

の成長・発達を第一に考える少くない校長にとつても多くの心理的負担を負わせることになったことは想像に難くない。

教育実践家としての渡部謙一先生に初めてお会いしたのは、今から三十年ほど前のことである。支部教研の生活指導連続講座の講師として「ホームルーム担任十八章」という報告をお願いし、懇切丁寧な指導をしていただいた。その時にどれほど多くの示唆を受けたことだろう。管理職になつてからも、

教育者としての信念を曲げることはなかった。

私自身は、「私は、管理職敵論、ではありません」と公言してきたが、本音では、校長一人で一体何ができるのか。校長の権限の強化といつても、所詮、都教委が進める「教育改革」の実施に向けて権力を行使するだけのことではないか、と考えてきた。校長への権限強化といつても、本当の意味で自由裁量が校長に与えられているわけではないからである。しかし、敢えて火中の栗を拾う覚悟でこの困難な職務に取り組まれたことに敬意を表したい。

大阪府議会の教育常任委員会で、大阪維新の会提案の「教育基本条例」が審議されている。今後この動きが全国的なものに波及する危険もあるが、そうした情勢の下で、本書の活用が待たれる。トップダウンで物事を決める教育のピラミッド構造は東京都ですでに実施されてきた。この「教育改革」の中に、矛盾と教育改革に向けての萌芽がみられる。東京都の「教育改革」の総括が今求められている。

(戸倉信一)

4. 歴史の中でとらえる今日的課題

- | | | |
|---------------------------|-------|-----|
| (1) 戦中・戦後の体験の聞き取りとその今日的意義 | 野口 裕行 | 歴教協 |
| (2) 福島原発事故から学ぶ | 戸倉 信一 | 地教研 |
| (3) どうする!? 核エネルギー | 中原 正木 | 子全協 |

5. 学びを暮らしに生かす

- | | | |
|------------------------------|-------|-----|
| (1) 災害に備えて=命と暮らしを守るために= | 海野りつ子 | 家教連 |
| (2) ものづくりと子どもの学び | 鈴木 隆司 | 手労研 |
| (3) 技術・家庭科「新教科書の批判検討」(技術的分野) | 井上 寿夫 | 産教連 |

6. 生きる力を育む

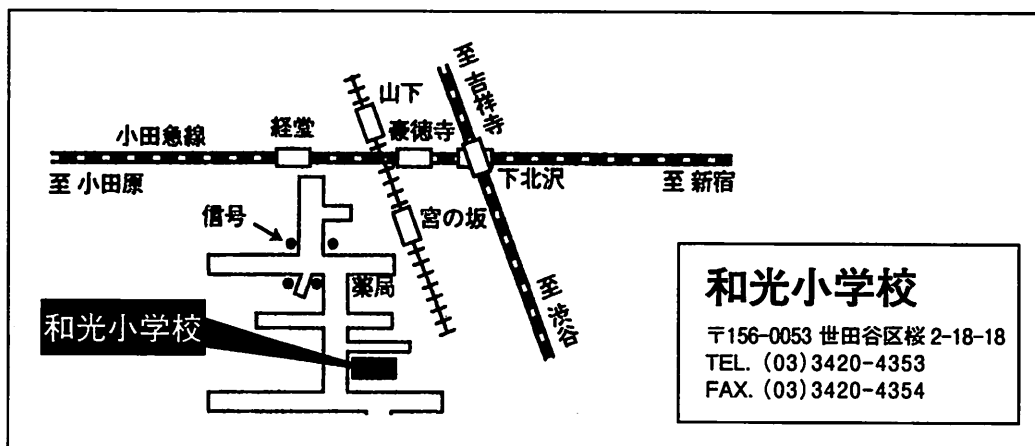
- | | | |
|---|-------|-----|
| (1) 東日本大震災での全養サの取り組み | 渡辺みどり | 全養サ |
| (2) 障がい者の青年期教育を豊かに—教育運動史をふまえて— | 船橋 秀彦 | 全障研 |
| (3) 「ここから裁判」の控訴審判決を学ぶ～子どもたちの生きる力を育む
性教育を取り戻すために～ | 谷森 櫻子 | 性教協 |

7. 仲間と共に育つ

- | | | |
|---|-------|-----|
| (1) O君との出会いがもたらしてくれたもの | 横田 文夫 | 日生連 |
| (2) “副キャプテン おりてよ”～子どもたちの思いのずれを、子どもたちを変える力に～ | 小川 匠 | 同志会 |
| (3) 高と俊とリーダーたち | 小室 貴 | 全生研 |

8. 地域と学校をつなぐ

- | | | |
|---|-------|-----|
| (1) 子どもが安心して生活でき、育つことができる空間を—私の考える学
童保育指導員の役割— | 石田かづ子 | 教科研 |
| (2) どの子にも勉強ができる喜びを | 赤堀 嘉範 | 学力研 |
| (3) つなぎ、つなぐ、つなげる、つながる | 綿貫 公平 | 全進研 |
| (4) 教職員のいのちと健康を守るために、学校にローアンの風を | 平間 輝雄 | 制度研 |



第 25 回日本民教連交流研究集会

すべての子どもに楽しい学びを
学びを生きる力に

と き 2011年12月4日(日) 午前10時～午後4時15分

ところ 和光小学校(小田急線「経堂」下車 徒歩12分)

駐車場はありません。

昼食は各自御用意下さい。

参加費 1,000円(父母・学生500円)

<全体会> (10時～12時15分)

講演 いま、子育て・教育の基本を考える

——地球時代、子どもの発達・子どもの権利の視点から——

(東大名誉教授、DCI日本支部副代表) 堀尾輝久さん

<分科会> (1時15分～4時15分)

1. 文学の読みにおける話し合い語り手について考える—

(1) 「モチモチの木」の授業(3年) —想像力を高める文学の授業をめざして—

渡辺真由美…………… 児言研

(2) 困難を抱える高木君とクラスづくりで悩む日々

中村 博…………… 日作

(3) 物語と格闘する語り手「デューク」(江國香織)を中心に

中村 龍一…………… 日文協

2. 一人ひとりが 輝く芸術教育

(1) 生活の中に学びを結び付けて—自分の楽しいこと、描きたいことを適切な時期と題材の工夫で—

田中真奈美…………… 新しい絵の会

(2) 小笠原の子どもたち—平和教育と文化活動を中心に—

高崎 彰…………… 演教連

(3) 子どもたちと楽しんだ「七頭舞」

伊藤 涼子…………… 民舞研

(4) 音楽の喜びを子どもとともに

富澤ひろみ…………… 音楽教育の会

(5) 特別支援学校における造形美術活動について—肢体不自由児に焦点をあてて—

斉藤 武博…………… 美術教育を進める会

3. 科学教育実践講座

(1) 単位あたり量「人口密度」

加藤 久和…………… 数教協

(2) 「整数」について

塩沢 宏夫…………… 数教協

(3) 原発事故の教訓／死の灰の崩壊熱のすさまじさ

岩間 滋…………… 科教協

(4) 5年理科 実践報告

伊東 裕子…………… 科教協

アピール 教育に強制はなじまない

『君が代強制条例』の廃止を求めます

アピール

大阪府では、橋下知事が率いる「大阪維新の会」が、教の力を頼んで、5月府議会で「大阪府の施設における国旗の掲揚および教職員による国歌の斉唱に関する条例」(以下「君が代強制条例」)を、十分な審議もなしに、強行可決しました。

この「君が代強制条例」は、直接的には教職員に「君が代」の起立、斉唱を強制するものですが、それ自体、憲法19条が定める思想・良心の自由に対する重大な侵害です。しかも、大阪府教委の教育長が「条例は必要ない」と議会で答弁しているにもかかわらず、それを無視して「大阪維新の会」という一政治勢力が強引に条例化をおこなったことは、教育に対する明白な政治介入といわなければなりません。

このようにして、教育の場に強制を持ち込むことは、教育のいとなみの本質にそむき、子どもの成長・発達をゆがめるといふ大きな

問題を引き起こします。

「教育に命令強制はなじまない」というのは、教育のいとなみの本質から導き出される大原則です。

強制は、ある一定の考えや価値を絶対のものとして、子どもに注入しようとすることです。子どもはこれに対する批判と選択の自由を許されず、それに従属することを強いられることとなります。それは、戦前の教育が、侵略戦争を「聖戦」として子どもたちに強制的に教え込み、教育が侵略戦争遂行という国策に従属させられた歴史をみても、強制が教育をゆがめることは明らかです。

これに対して、教育は、成長・発達の主体である子どもたちに、異なった考え方や見解を示し、子どもがそれに対して自由に批判したり、納得したりしながら、自分の考え方をつくりあげていく過程です。教育においては、この過程こそがもつとも大切にされなければなりません。

「君が代強制条例」はその目的

を定めた第1条で「府民、とりわけ次代を担う子どもが、国と郷土を愛する意識の高揚に資する」ためにこの条例を定めるとしており、問題は、教職員にとどまらず、子どもに対する強制につながることは、明らかではないでしょうか。

このように、「君が代強制条例」は、「君が代」を無理やり斉唱させるという問題をこえて、子どもの成長・発達という教育のいとなみの中心点をゆがめることになる、私たちは考えます。ましてや、伝えられているように9月府議会で教職員に対する「処分条例」が強行されるとするならば、教育が脅しや権力、時の政治勢力によって左右されるという大問題を引き起こすことになり、教育は、もはや教育と呼べない事態となつてしまいます。「処分条例」は、絶対提案されてはなりません。

この本質の重大さに照らせば、この「君が代強制条例」は、単に大阪で起こっている問題という範囲を超えて、教育そのものにかかわる大きな問題といわなければなりません。

以上のことから、私たちは、大阪府と大阪府議会に対し、「君が

代強制条例」の廃止を強く求めるものです。

二〇一一年八月
よびかけ人(50音順)

- | | |
|--------|-------|
| 青山 政利 | 秋葉 英則 |
| あきのあつこ | 鱒坂 真 |
| 生田 周二 | 市川 純夫 |
| 井上 英之 | 植田 晃子 |
| 上田 勝美 | 大前 哲彦 |
| 岡林 秀幸 | 長田 謙 |
| 神原 敬夫 | 窪島誠一郎 |
| 久保富三夫 | 小林 昭三 |
| 小林 保夫 | 小森 陽一 |
| 佐藤 学 | 佐藤 順一 |
| 白鳥 煦 | 鈴木 輝男 |
| 須田章七郎 | 高木 孝裕 |
| 瀧口 典子 | 田中 孝彦 |
| 照本 祥敬 | 戸倉 信一 |
| 西尾 泰広 | 丹羽 徹 |
| 野口 清人 | 野中 一也 |
| 一法 真澄 | 橋本 紀子 |
| 久田 敏彦 | 平山 武秀 |
| 広川 禎秀 | 福田 敦志 |
| 藤木 邦頭 | 藤野 達善 |
| 堀尾 輝久 | 前田 美子 |
| 宮本 憲一 | 茂木 俊彦 |
| 柳沢 民雄 | 矢野 太一 |
| 山田 道弘 | 山田 洋次 |
| 湯浅 恭正 | 吉井 清文 |
| 渡辺 武 | |

科教協及び自然科学教育にたずさわる皆様へ 原子力発電所の事故に関するアピール

今年3月11日の東北地方太平洋沖地震と大津波を引き金に、東京電力福島第一原子力発電所では、炉心溶融、水素爆発等、大量の放射性物質が環境中に放出されるという恐るべき事故が発生しました。そのため周辺の住民は避難を与儀なくされ、原発事故は収束の見通しも立たないまま推移しています。

被害を受けた方々は未だに今後の見通しが持てない状況が続いていることに、その苦しみに思いを馳せ、福島の間人たちと寄り添いたい、福島の子ども達と寄り添いたいと思うとき、私たちが何をなさなければならぬのか、何が欠けていたのかを自問自答せざるをえません。

私たちは、権力や権威におもねることなく、科学的、民主的に科学教育を発展させてきたと自負してきました。期待もされていると思います。原発放射性廃棄物の再処理についても、多くの会員が推進する側の情報を鵜呑みにせず、

教育実践を行ってきました。各地で「原発の安全性」に疑問を投げかけ、批判的な活動をしている市民団体に寄り添って活動していた仲間がいました。

それにも係わらずこの事故は、自然科学教育にたずさわる私たちに大きな問題を投げかけています。ヒロシマ・ナガサキ、ヒキニに続くフクシマの甚大な核汚染は、自然科学教育に携わる私たちに、重大な課題を突きつけているようです。

原発は、危険で未完成な技術であるにも係わらず、原発推進による利潤と経済性の追求のため「原発利益共同体」と称されるものが形成され、原発の「安全神話」に基づいた無謀な原発拡張政策が押し進められてきました。その帰結として、今回の悲惨な原発大被害がもたらされました。こうした暴走を未然に止めるにも、今後は市民による適切な制御が必要不可欠です。市民による制御を実現する基となるものは、正しい科学的認識とそれに基づいて考え行動する力を

持った市民、国民の育成です。それを担う科学教育の重要性、科教協の存在と運動の重要性を改めて確認し、実践に結びつけることが、私たちに課せられた未来のための第一歩ではないでしょうか。

「自然科学をすべての国民のものに」という私たちが掲げてきたスローガンが、ますます大きな意義を持つ時代です。

人類が将来にわたって安心・安全に暮らせる社会のあり方について

普天間基地の無条件撤去を求め、 「武器輸出三原則」見直しに反対する

民主党と野田内閣は、この間、日本国憲法9条の原理に照らして見過しがたい政策を打ち出している。

野田首相は、9月21日、オバマ大統領との首脳会談で、米軍普天間基地の「移設」について、「結果を必要としている時期に近づいている」と述べたオバマ大統領に対して、普天間基地を辺野古に移転するとした「日米合意」ののちとして「全力を尽くしていく」と答え、その後の記者会見は、沖縄

で洞察でき、科学的法則性に基いて、正しく判断・行動できるように、未来を担う子どもたちが科学的基礎知識と社会的教養とをしつかりと身につけることが重要です。子ども達と共に、全国の仲間達と共に、それを実現できる自然科学教育研究と実践とを、着実に進めて行こうではありませんか。

(2011年8月7日 科学教育研究協議会 全国研究大会)

へは「理解していただくよう全力で説明していく」と語った。

普天間基地をめぐって「国外、最低でも県外」との公約を掲げて2009年の総選挙に臨みながら、政権交代後1年経たずしてこれを投げ捨てた民主党政権は、いまや自民党が進めてきた日米安保絶対の姿勢を継承し、その実行に邁進しようとしている。これは、基地の被害に苦しむ沖縄県民の願い、「憲法9条守れ」という日本国民の声に背を向ける許しがたい

態度である。

また、民主党政調査会の前原会長は、10月13日の記者会見で、武器の輸出を原則全面禁止する武器輸出三原則を見直し、戦闘機などの国際的な共同開発・共同生産に道を開くよう、野田佳彦首相に求める考えをしめした。

これは、従来の自民党ですら踏み込めなかった日本経済の軍事化、日本の軍事大國化の道へと進もうとするものであり、断固として容認できない暴挙である。

原子力発電に頼らない

エネルギー政策への転換を求める！

2011年3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、各地に大きな被害を与えた。この地震動と津波による被害に誘発された東京電力福島第一原子力発電所（福島第一原発）の事故は、非常に深刻な被害をもたらしている。事故の衝撃はまたたく間に世界中に広がった。福島第一原発では、今回の地震を契機として冷却機能が失われ、炉心溶融と放射性物質の放出

私たち平和と民主主義のための研究団体連絡会議は、このような民主党と野田政権の姿勢を厳しく批判するとともに、日本政府に対して、いまこそ普天間基地の無条件撤去を掲げて、アメリカ政府に対する交渉に臨むこと、「武器輸出三原則」を厳守して憲法9条に基づく政策を推進することを、強く求めるものである。

2011年10月20日

平和と民主主義のための
研究団体連絡会議 幹事団体

などの最悪の事態が発生した。大量の放射性物質が原子炉外に放出され、現在も拡散を続けており、終息の見通しは立っていない。1979年のスリーマイル島原発事故（アメリカ）1986年のチェルノブイリ原発事故（旧ソ連）と同レベル、もしくはそれ以上の事故であり、たいへん深刻な事態である。

当初、直接的な事故の原因は津波被害によるものとされたが、そ

の後、地震動による建屋や原子炉格納容器への重大な損傷も指摘されている。変動帯に位置する日本は、そもそも原発の立地に適した地域ではなく、既存の原発施設でも同様の事故の発生が危惧される。

2007年7月の新潟県中越沖地震の際にも、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所で、放射性物質の流出事故が発生した。この原発に關しては、1993年に荒浜砂丘団体研究グループが本会「地球科学」誌に発表した論文の中で、活断層の存在を指摘している。しかし、東京電力と原子力安全・保安院はその指摘を無視して、原発の安全性の検討をせずに稼働させてきた。

われわれ地学団体研究会では、2007年8月の第61回総会の際に原発に關する立地条件調査の情報公開を求める声明を発表した。その中で、東京電力と原子力安全委員会に対して、原発周辺の断層や地価構造の調査結果の正確な情報公開と安全性の再検討をもとめた。

東日本大震災にともなう原発事故の一連の経過によって、東京電

力を含めた電力会社や原子力安全・保安院などの隠蔽体質や安全性を無視した原発推進の姿勢が改めて明らかになった。このように、科学的データにもとづいた安全性の評価がなされず、情報公開の徹底、ならびに原子力安全・保安院の中立性、独立性が確保されない今、われわれは危険な原発の稼働を許すわけにはいかない。

二度と今回のような深刻な事態を繰り返さないために、われわれは原発に頼らないエネルギー政策への転換を、強く求める。

2011年8月20日
第65回地学団体研究会総会

〈編集後記〉

この一年を回顧すれば、教育に限っても、大阪における維新の会が提案した「教育基本条例案」や八重山地区中学公民教科書採択問題など重要な動きが目白押しである。こうした動きを的確にとらえ分析しながら、対抗していくことが今求められている。戦後民主主義の下で培われてきた進歩と革新の伝統を各団体の知恵と力を結集して乗り越えていきたい。

（世話人・戸倉信二）